

## 福島県企業局委託業務等成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、測量・地質調査及び建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に重要な役割を果たすものであることにかんがみ、福島県企業局の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 測量作業共通仕様書並びに用地測量等共通仕様書に定める測量作業業務委託
- 二 設計業務委託共通仕様書に定める設計業務及び計画業務
- 三 地質調査共通仕様書に定める調査業務委託
- 四 用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務委託
- 五 CM業務共通仕様書に定めるCM業務
- 六 用地補償総合技術業務共通仕様書に定める用地補償総合技術業務委託

2 評定は、原則として1件の契約金額が400万円以上のものを対象とする。ただし、用地調査等業務委託については、1件の契約金額が100万円以上のものを対象とする。

### (評定者)

第3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、用地調査等業務委託及び用地補償総合技術業務委託を除き次のとおりとし、原則として評定者の重複は避けるものとする。

評定者	本局	いわき事業所
第1評定者	担当監督員	担当監督員
第2評定者	工業用水道課主任主査（施設管理担当）又は工業用水道課長	施設管理課長又は次長（業務担当）
第3評定者	工事検査員（福島県企業局業務委託検査実施要綱第3条）	工事検査員（福島県企業局業務委託検査実施要綱第3条）

2 用地調査等業務及び用地補償総合技術業務委託の評定者は、次のとおりとし、原則として評定者の重複は避けるものとする。

評定者	本局	いわき事業所
第1評定者	担当監督員	担当監督員
第2評定者	工業用水道課主任主査（施設管理担当）	総務課長又は次長（総務担当）
第3評定者	工業用水道課長	所長

3 前2項によりがたい場合は、別途契約権者が指定する。

（評定の方法）

第4 評定は、委託業務等ごとに各評価項目について、評定者ごとに独立して適格かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別紙様式第1の委託業務等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第5 評定の時期は、第1評定者及び第2評定者については委託業務等が完成した時、第3評定者については委託業務等の検査を実施した時にそれぞれ行うものとする。

（評定表の提出等）

第6 契約権者の決裁後、第3評定者は本局工業用水道課長又はいわき事業所施設管理課長（以下「評定関係事務担当課長」という。）に提出するものとする。評定関係事務担当課長は、検査日から30日以内に評定表等の写しを契約権者へ提出するものとする。評定表等は評定関係事務担当課において保管するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 契約権者は、評定関係事務担当課長から評定表等の提出があったときは、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を別紙様式第1により速やかに通知するものとする。

（評定の修正）

第8 契約権者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 契約権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託

業務等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 当該委託業務の受注者は、第7又は第8第2項による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により契約権者に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 契約権者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行し、平成21年10月1日以降に完成する委託業務等から適用する。

2 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に竣工検査を受検する委託業務等から適用する。

## 福島県企業局委託業務等成績評定要領の運用

### 第2第1項関係（評定の対象）

- 1) 次の委託業務を単独で実施するものについては成績評定の対象としないものとする。
  - ・電算業務委託（入力データ作成業務）
  - ・施設台帳補正業務
  - ・積算委託業務
  - ・流量観測業務委託
  - ・現場技術業務委託
  - ・電気通信設備保守業務委託
  - ・地域づくり等の調査業務
  - ・発注者支援業務
  - ・その他、これらに類する業務
- 2) 設計変更等で、契約金額が400万円以上（用地調査等業務委託については100万円以上）になった業務についても適用すること。（設計変更で契約金額が400万円未満（用地調査等業務委託については100万円未満）になった業務には適用しない。）
- 3) その他対象業務について疑義が生じた場合は、工業用水道課との協議による。

### 第4第2項関係（評定表等）

- 1) 評定表とは次のものをいう。
  - ・委託業務等成績評定表（様式第1号）
  - ・項目別評定点（付表1）
  - ・成績採点表又は評定集計一覧表（付表2）
- 2) 評定表の様式は業務内容により次の7種類から選択するものとする。
  - (1)地質調査
  - (2)単純調査業務
  - (3)測量作業
  - (4)調査業務、計画業務
  - (5)設計業務「概略設計・予備設計」
  - (6)設計業務「詳細設計」
  - (7)用地調査
  - (8)CM業務

(9)用地補償総合技術業務

※ 上記(1)～(4)の選択にあたっては、

(1)地質調査、(2)単純調査業務、(3)測量作業

「委託契約書」に基づき委託するもの。

(4)調査業務、計画業務

「設計業務委託契約書」に基づき委託するものを基本とするが、その他選択の詳細にあたっては審査基準を参照すること。

第7関係（評定の結果の通知）

1) 通知は「福島県企業局委託業務等成績評定通知実施要領」によるものとする。

その他

1) 評定実施から通知までの流れは別紙「委託業務成績評定実施フロー」を参照のこと。

2) 上記に定める各様式については、福島県土木部の委託業務等成績評定要領の運用の例による。

(参考資料) 以下については、福島県土木部の資料を参照する。

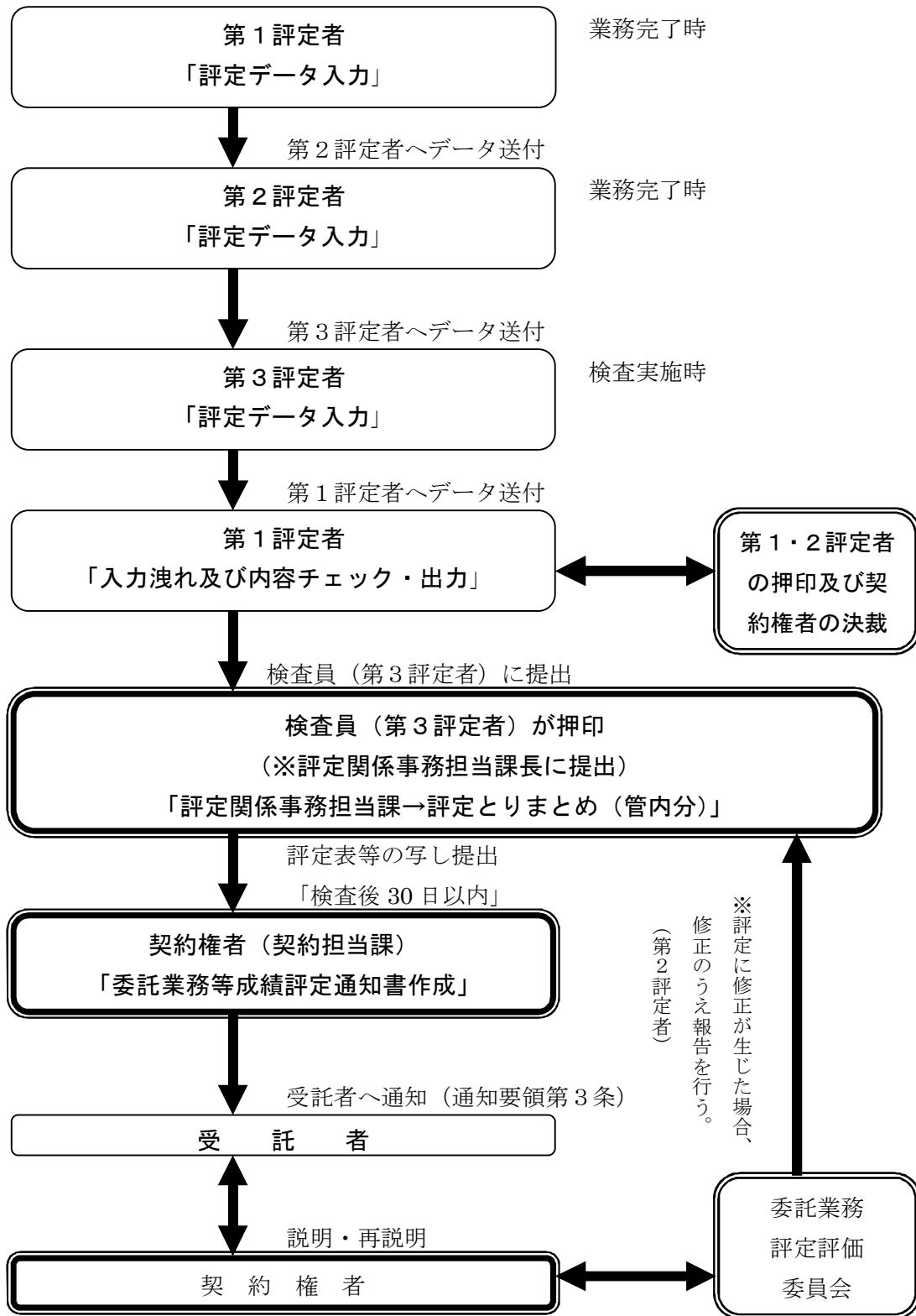
・「審査基準」

附則

1 この運用は平成21年10月1日から施行する。

2 この運用は令和2年4月1日から施行する。

# 委託業務成績評定実施フロー



## 福島県企業局委託業務等成績評定通知実施要領

### (目的)

第1 本要領は、福島県企業局所掌業務委託の業務成績について、福島県企業局委託業務等成績評定要領（平成21年10月1日施行。以下「評定要領」という。）第7及び第8の通知並びに評定要領第9第2項の回答に関する事項を定める。

### (対象業務)

第2 委託業務等成績評定の通知の対象とする委託業務は、評定要領第2に規定する全ての委託業務とする。

### (評定点等の通知)

第3 契約権者は、第3評定者から評定表の写しの提出がなされた後、速やかに当該委託業務の受託者に評定点を別紙様式第1により通知するものとする。

また、評定要領第8に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

2 通知事務は、契約担当課が行う。

### (説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約権者に評定点について説明を求めることができるものとする。

### (説明請求に対する回答)

第5 契約権者は、評定点の通知を受けた受託者から評定点について説明を求められたときは、速やかに別紙様式第2により回答するものとする。

2 契約権者は、前項の回答をする場合は、委託業務評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の委託業務評定評価委員会は、福島県企業局請負工事成績評定要綱（平成21年10月1日付け21企業第889号企業局長通知）に基づき設置された福島県企業局工事成績評定評価委員会及び福島県企業局いわき事業所工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

4 前項の場合において、「請負工事成績評定通知実施要綱」の別紙1「福島県企業局工事成績評定評価委員会規則」及び別紙2「福島県企業局いわき事業所工事評定評価委員会規則」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



別紙様式第1

〇〇企業第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

福島県企業局〇〇〇長 印

委託業務等成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務等について、福島県企業局委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、当職に対してその疑義の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により通知いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務等名 〇〇業務
2. 履行期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
3. 完了検査年月日 令和〇年〇月〇日
4. 評定点 付表1のとおり
5. 送付及び手続き等の問い合わせ先

〒960-8670  
福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県企業局企業総務課 〇〇 宛  
電話 024-521-7573

または、 〒971-8185  
福島県いわき市泉町字小山310番地  
福島県企業局いわき事業所総務課 〇〇 宛  
電話 0246-56-5821

別紙様式第2

〇〇企業第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

福島県企業局〇〇〇長 印

委託業務等成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容の疑義について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑義があるときは、当職に対してその疑義の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は企業局内に設けられた委託業務等成績評定評価委員会の審議を経たうえで行います。

疑義の旨に対する再説明は、書面により通知いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務等名 〇〇業務
2. 疑義に対する回答

3. 送付先及び手続き等の問い合わせ先

〒960-8670  
福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県企業局企業総務課 〇〇 宛  
電話 024-521-7573

または、〒971-8185  
福島県いわき市泉町字小山310番地  
福島県企業局いわき事業所総務課 〇〇 宛  
電話 0246-56-5821

別紙様式第3

〇〇企業第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

福島県企業局〇〇〇長 印

委託業務等成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容の  
疑義について、下記のとおり回答します。

記

1. 委託業務等名 〇〇業務
2. 疑義に対する回答